

英國の1990年統一地方選挙

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 013(MAY. 28, 1990)

第1章 英国における1990年統一地方選挙について

- 1 イングランドおよびウェールズ
- 2 スコットランド
- 3 選挙結果

第2章 英国における地方選挙の仕組み

- 1 統一選挙
- 2 選挙区と定数
- 3 選挙権、被選挙権
- 4 シティーの選挙制度について

財団法人自治体国際化協会
(欧洲事務所)

第1章 英国における1990年統一地方選挙について

1990年5月3日の第一木曜日、初夏をおもわせる陽気の中で保守党と労働党を中心とする熱い戦いが行われた。

当日選挙が行われたのは201の地方団体で、有権者数約2600万、争われる地方議員の議席数は5198(5月3日付ザ・ガーディアン紙、しかし同日付ザ・タイムズ紙によると5327議席となっている)であった。

1 イングランドおよびウェールズ

今回選挙が行われたのは、全ロンドン区における全ての議員、全大都市圏ディストリクトにおける議員のうちの約3分の1の議員、地方圏ディストリクトの約3分の1にあたる、116ディストリクトおよびウェールズの5つのディストリクトの議員のうちの約3分の1の議員についてである。(次の表のとおり)

地方団体の種類	地方団体数	今回選挙実施団体数	そのうち今回改選議員数
ロンドン区	32	32	全議員
大都市圏 ディストリクト	36	36	約3分の1の議員
地方圏 ディストリクト	296	116	約3分の1の議員
ウェールズの ディストリクト	37	5	約3分の1の議員

2 スコットランド

今年は全てのリージョン(9)と島しょ部団体(3)における議員の選挙年にあたった。ディストリクトについては1992年に実施される。

3 選挙結果

ザ・タイムズ紙によると保守党が191議席(ザ・インデペンデント紙によると194議席)失い、労働党が300議席(同304議席)増大させた。

また、トータルで保守党は9つの地方団体で多数党としての地位を失い、替わりに労働党が9つの団体で多数党となった(ザ・インデペンデント紙)。

選挙結果を簡単に図示すると次のようになる。(数字は改選された地区のみを示す)

政党	新議席数	前回との増減数	多数党としての支配団体数の増減
保守党	3256	-191	-9
労働党	4995	+300	+9
自由民主党	1350	-48	-1
社会民主党	35	-25	
スコットランド国民党	44	+4	
独立党	471	-31	+1
グリーン党	10	+3	
その他	95	-12	

*一つのロンドン区の3議席については開票やり直しのため未公表である

*新議席数およびその増減はザ・タイムズ紙による(新議席数については同紙により公表された各団体の数を合計して算出した)。多数党としての支配団体数の増減は、ザ・インデペンデント紙による。英国では、地方選挙の結果については各マスコミの取材結果が中心となっているため、各紙により若干の相違がある。また、全国の結果については、LOCAL GOVERNMENT CHRONICLE ELECTION CENTREにおいて、9月頃発表されることになっている。

今年の地方選挙はいうまでもなくポールタックス信任選挙であった。サッチャー保守党政権がこの4月から実施したポールタックス制度に対する民意を図るという意味で、また次期総選挙を占うものとして関心を集めた。

各紙は、ロンドンでは保守党が思わぬ勝利をおさめたが、他地区では予想通り労働党の大勝利に終わったことを報じている。

選挙結果につき、2大党首は次のようなコメントを残している。

「サッチャー首相は、“世論調査がくつがえされた理由は、コミュニティー・チャージが軌道に乗り出したからだ。”と述べる一方、労働党キノック党首は党の躍進を喜び、“次期総選挙では労働党が勝利する。昨日の結果は、その重要な試金石である。”と語っている。」（5／5付ザ・タイムズ紙）

また、ポールタックスの影響や次期総選挙をにらんだ今後の見通し等につき、各紙は次のようなコメントを残している。

「やはり、前評判どおりポールタックスは国民に不人気だった。ロンドンの特殊な例外を除いて全地域で保守党議員が処罰（Punishment）を受けた。これは、低い税額を設定している地域や効率的で評判の良い行政サービスを行っている地域においても例外ではなかった。

このような国民の労働党への大きな流れの中で国會議員の総選挙が行われていたならば、労働党首キノック氏に多数党としての地位が与えられていたであろう。」（5／5付ザ・タイムズ紙）

「ブラッドフォード地区で思わぬ大敗を喫した保守党のリーダーは、“やはりポールタックスの影響が大きかった。2年前には有権者の18%だけが税金を払っていたのに対し現在は全有権者が税金を払わなければならなくなった。”と敗因を述べている。」（同上）

「多くの有権者が心を乱されたに違いない。収入増をはかる手段としてのポールタックスの導入には賛成できないが、一方で、無意味にお金を浪費し、ポールタックスの替りに莫大なレートの増額を強いていたであろう左派政権にも腹を立て、疑いを持っている。

ロンドンの投票者は一つの手段としての新税導入と実際の徴収額の水準とを区別して考えることができることを教えてくれた。また、他の地区では、労働党に対しても疑問符を投げ掛けてくれた。

今回の選挙でポールタックスの導入により保守党に浴びせられた罵声も、労働党が実際にどのような施策を行っているかに注目することによって次第に和らげられるであろう。」（同上）

「サッチャー首相は予想以上の良い結果に、戸惑いながらもほっと一息ついているだろう。圧力が取り払われたとはいえ、ポールタックスが国民に理解され始めた証拠であると判断すべきではない。世論調査から、戸別調査に至るまですべての大衆の意見は、保守党の不人気は高利率や経済の後退よりもポールタックスの導入が根底にあることを示している。

それはまさに障害物である。」（同上）

「“1991年に向かってのんきに構えてはいられない。有権者がすべてうまくいっていると考えているとは思われない。”という鋭い警告が政府になされた。今回の選挙により、保守党の中で広く流布している“サッチャー政権はあまりにも強大なので一度の総選挙で倒されることはまず無い”という定説はくつがえされた。ポールタックスは取り去らなければならない。」（同上）

「首相はロンドンでの成功に歓呼したが、一方で保守党の陣笠議員はなおコミュニティ・チャージの変更を望んでいる。」（5／5付ザ・インデペンデント紙）

「BBC放送と労働党で別々に行われた開票結果によると、ロンドンでの好結果にもかかわらず絶対的安定を保っていた保守党の議席は今や1979年以来初めての危機にさらされている。この大きな流れが変わらなければ、次回の選挙では、労働党が1945年に起こったような地滑り的大勝利をおさめることになるだろう。」（同上）

「こんな意見を述べている保守党長老議員もいる。“ロンドンでの異常とも思える勝利でサッチャー女史があくまで強気に構え、ポールタックスを適正なものに変えることを拒んだり、自分のリーダーシップに挑戦する者があれば何時でも受けて立つことができるといった態度を見せることになれば、それは非常に危険なことだ。”

世論調査で予想されていたような地方選での地滑り的大勝利を労働党がおさめられなかっただけでなく、保守党のリーダーシップ問題についての論争が下火になったように思われるが、サッチャー女史が、あくまでポールタックスに固執し、利率を15%以上に引き上げることを強行したならば、リーダーシップ問題は再燃するだろう。」（同上）

「サッチャー首相はロンドンでの結果をポールタックスが軌道に乗った証拠だとしているが、不安を隠せない保守党国會議員も多い。彼等は選挙での戦い後ウエストミンスターに戻り、党幹事や新任のポールタックス担当大臣に次のように報告するだろう。“サッチャー首相は、税制に重大な変化を加えることを怠ってはならない。”」（同上）

第2章 英国における地方選挙の仕組み

1 統一選挙

英国の地方選挙(注1)(注2)は「1972年地方行政法 (Local Government Act 1972)」に基づき、1974年以降統一して実施される。

(注1) 英国(イングランドとウェールズ)の地方団体は、1974年から1985年までは二層制をとり、上位団体として県が、下位団体としてディストリクトが置かれていた。1986年法の改正によりロンドン都および大都市圏の県が廃止された。その結果ロンドンでは、区のみの一層制、大都市圏ではディストリクトのみの一層制がとられることとなった。

その他の地方圏では、従来どおり上位団体として県が、下位団体としてディストリクトが置かれている。

以上をまとめると次の表のようになる。

	県	ロンドン区及びシティー	ディストリクト
ロンドン	—	33	—
大都市圏	—	—	36
地方圏	イングランド ウェールズ	39 8	296 37
合 計	47	33	369

(注2) スコットランドでは、「1973年地方行政(スコットランド)法 (Local Government (Scotland) Act 1973)」により、リージョン(イングランド、ウェールズの県にある)とディストリクト(イングランド、ウェールズの地方圏ディストリクトにある)の二層制(島しょ部では一層制)をとっている。

図示すると次のとおりとなる。() 内は団体数

リージョン (9) ————— ディストリクト (53)
島しょ部団体 (3)

通常毎年5月の第一木曜日が選挙日に当てられている。ただし、選挙のサイクルは地方団体の種類によって異なる。

- 県は4年に一度全議員が改選される。前回は昨年（1989年）実施された。
- ロンドン区も同じく4年に一度の改選であるが、こちらは県の選挙年の翌年実施される（今年1990年が選挙年である）。シティーは毎年改選される。
- 大都市圏に所在するディストリクトは、県の選挙年以外の年に3分の1ずつ改選される。こちらは、今年から3年連続して行われる。
- 地方圏およびウェールズのディストリクトは、4年に一度の全議員改選か、3年連続3分の1改選のどちらかを選択できるようになっている。ただし、前者の場合は、県の選挙年の中間年（例えば1991年、1995年）に実施される。約3分の1に当たる178のディストリクトが前者（全議員改選）、残りの約3分の2が後者（3分の1改選）を採用している。
- スコットランドのリージョンと島しょ部では4年に一度全議員が改選される（今年1990年が選挙年である）。ディストリクトも4年に一度の全議員改選であるが、リージョンと島しょ部の選挙年の中間年に行われる（次回は1992年）。

以上をまとめると次の表のようになる。

イングランドおよびウェールズにおける今後数年間の選挙について

地方団体の種類(団体数)	1989	1990	1991	1992	1993
県 (47)	全議員 改選				全議員 改選
ロンドン区 (32)		全議員 改選			
大都市圏 ディストリクト (36)		1/3 改選	1/3 改選	1/3 改選	
地方圏および ウェールズ ディストリクト (333)		1/3 (約3分の1の団体)	1/3 (約3分の1の団体) 全議員 (約3分の2の団体)	1/3 (約3分の1の団体)	

*同一ディストリクトにおいて全議員改選および3分の1改選の両方式を併用することも可能

スコットランドにおける今後数年間の選挙について

地方団体の種類(団体数)	1989	1990	1991	1992	1993
リージョン (9)					
島しょ部 (3)		全議員 改選			
ディストリクト (53)				全議員 改選	

この統一地方選挙の実施は、国政に対する民意を図るバロメーターとして大きな意味を

持つようになり、総選挙の時期を決める貴重な判断材料となっている。

2 選挙区と定数

- 県は、ディビジョン (DIVISIONS) (注3)と呼ばれる選挙区に分けられ、各ディビジョンから1人の議員 (COUNCILLOR) が選出される小選挙区制をとっている。
- イングランドとウェールズのディストリクトおよび32のロンドン区は、ウォード (WARD) と呼ばれる選挙区に分けられ、各ウォードから通常1～3人（団体によっては4人以上のところもある）の議員が選出される。

(注3) 1つの県には平均して7～8のディストリクトがある。したがって、県の選挙区であるディビジョンはディストリクトよりも小さな地域に分けられている。
ディストリクトの選挙区であるウォードはディビジョンと一致する場合とディビジョンよりも小さな区域からなっている場合がある。
- 概ね、県は60～100人、大都市圏ディストリクトは50～80人、地方圏ディストリクトは30～60人、ロンドン区はほとんどの区で60人前後の議員からなる。
- スコットランドでは、リージョンの選挙区はディビジョンからなり、ディストリクトはウォードからなる。どちらも各選挙区から1人の議員が選出される。

3 選挙権、被選挙権

- 選挙権は満18才以上の英國市民 (BRITISH CITIZENS) (注4)、その他の英連邦市民 (COMMONWEALTH CITIZENS) (注5) およびアイルランド共和国国民で、英国内に居住するものにある。

(注4) 1981年英國国籍法 (BRITISH NATIONALITY ACT 1981) により英國市民 (完全な市民権を持つ) となるためには次の4つの何れかに該当する必要がある。

 - (1) 英国で生まれるか養子となる場合 (1983年より少なくとも一方の親が英國市民であることが必要となった)
 - (2) 一方の親が英國市民である子
 - (3) 英連邦市民および英國保護領市民 (BRITISH PROTECTED PERSONS) で5年以上英國に居住している等、英國市民として登録する資格がある者でその登録を終えた者
 - (4) 内務大臣が帰化を認めた者

(#5) 英国王を団結の象徴とする旧大英帝国植民地・保護領および自治領の市民。（英國市民を含む） ただし、英国王を君主としないインド、パキスタンの国民を含む。アイルランド、南アフリカの脱退およびフィジーの除名により、1990年3月現在、英連邦は49か国およびその他の地域からなる。

なお、参考として1981年英國国籍法および英國における市民権について章末にて解説する。

- 被選挙権は、満21才以上の選挙権有資格者ならば誰にでも存在する。また、議員の任期は4年である。

4 シティー (THE CITY OF LONDON) の選挙制度について

シティーはロンドン市内のうちの約一平方マイルを占める一つの区にすぎない。しかしシティーは英國で一番初めに成立した都市であり、ロンドン自体シティーを核としてそのまわりに発展してきたものである。そのため、シティーは一地方団体にすぎないが、他団体とは異なる仕組みがとられており、選挙も他団体とは違う制度となっている。

シティーの運営は3つの会議 (COURT) でなされ、市長 (THE LORD MAYER OF LONDON) がこれらを統括する。3つの会議のうち実質的な行政機能を持つのは選挙された市会議員および市長、長老議員からなる市会 (THE COURT OF COMMON COUNCIL) であり、これがディストリクト カウンシルに相当する。

2番目の会議として終身の長老議員 (ALDERMEN) からなる長老議会 (THE COURT OF ALDERMEN) があり、主な機能は市長の選任である。

3番目の会議として市長、長老議員、シェリフ（市長と中央犯罪裁判所における陪審員を世話する役員2名）、およびフリーメン（リバリー・カンパニー（ギルドの一種）の長老会員）、リバリーメン（リバリー・カンパニーの平会員）からなる市総会 (THE COURT OF COMMON HALL) があり、主な機能としては市長候補（2人）や幹部職員（シェリフ、収入役）の選任がある。

市会議員の選挙は次のようにして行われる。

- 選挙権 満18才以上の英國市民、その他の英連邦市民およびアイルランド共和国国民でシティー在住者および年10ポンド以上の非居住用レイト (NON DOMESTIC RATE) を納税している不動産所有者 (FREEHOLDER) または租借者 (LEASEHOLDER)
有権者は現在約15,000人といわれている

- 被選挙権　満21才以上の選挙権有資格者
- 選挙区　　ウォードと呼ばれる25の選挙区からなる
- 定数　　132
- 任期　　1年　　従って選挙は毎年行われる

(参考)

1981年英國国籍法は市民(CITIZENS)を次のように分類する。

- 英国市民
(BRITISH CITIZENS)
 - 英国植民地市民
(BRITISH DEPENDENT TERRITORIES CITIZENS)
ホンコン、バーミューダ諸島などの住民
 - 英国旧植民地市民
(BRITISH OVERSEAS CITIZENS)
東アフリカに住むアジア人やマレーシアに住む中国人など
 - 英国旧自治領市民(注)
(BRITISH SUBJECTS)
インド、パキスタンなどの住民
 - 英国保護領市民
(BRITISH PROTECTED PERSONS)
主にブルネイの住民
- 英連邦市民
(COMMONWEALTH CITIZENS)

(注) "BRITISH SUBJECTS"については、現在でもしばしば混同して用いられている。

元来 "BRITISH SUBJECTS"は、英國王に忠誠を誓う人々、即ち、"英國臣民"を意味し、

1948年英國国籍法(BRITISH NATIONALITY ACT 1948)の下では、英連邦市民(COMMONWEALTH CITIZENS)は同時に英國臣民(BRITISH SUBJECTS)でもあった。

しかし、1981年英國国籍法では、“BRITISH SUBJECTS”はインド、パキスタンのような旧自治領に住む、完全な英國市民権を持たない市民をさすようになり、彼等は、英連邦市民の一部とされている。

従って、いわゆる“英國臣民”という意味での“BRITISH SUBJECTS”とは、明確に区別して用いる必要がある。(BRITISH NATIONALITY -The New Law- より)

上記の中で完全な市民権を持っているのは英國市民だけである。その他の英連邦市民および英國保護領市民で合法的に5年以上英國に居住した者は、登録することによって英國市民となり、初めて完全な市民権を得る。

選挙権、被選挙権のほか、社会保障や治安の保護を受けたり、一定の基準を満たせば警官、軍人や公務員になることができる等、基本的に英國市民とその他の英國連邦市民の間に市民権について差異はないとしているが、政府は必要により英國市民でなければ市民権を剥奪することができる。つまり、英國市民以外の英國連邦市民は不安定な市民権を有していると言えることができる。

また、1981年英國国籍法は、市民権について包括的な規定をしておらず、ただ、入国および定住の自由のみ定めているにすぎないため、個々の市民権については各々の法の定めによらなければならない。

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ル	発刊日
第13号	英国の1990年統一地方選挙	1990/5/28
第12号	英国の地方財政読本(6) -付録-	1990/5予定
第11号	英国の地方財政読本(5) -地方団体の会計処理-	1990/5予定
第10号	英国の地方財政読本(4) -地方団体の予算-	1990/5予定
第9号	英国の地方財政読本(3) -地方団体に対する交付金制度-	1990/4/27
第8号	英国の地方財政読本(2) -地方税; 現行税と新税-	1990/4/27
第7号	英国の地方財政読本(1) -地方団体の収入と支出-	1990/4/27
第6号	ACIR(政府間関係助言委員会)の概要	1990/3/26
第5号	英国地方財政統計 1986/87	1990/3/1
第4号	米国連邦政府1991会計年度予算について	1990/2/27
第3号	コロンビア特別区に見る自治制度 -首都ワシントンの制度的性格と今後の展開-	1990/2/1
第2号	ロンドン・ドックランドの開発と行政	1990/1/4
第1号	英国の新地方税システム-コミュニティ・チャージ-	1989/12/27